

第11回阿蘇中部4町村合併推進協議会会議録

- 1.平成15年5月13日午後1時30分 招集
- 2.平成15年5月13日午後1時30分 開会
- 3.平成15年5月13日午後2時10分 閉会
- 4.会議の区別 協議会
- 5.会議の場所 阿蘇いこいの村
- 6.出席委員及び欠席委員

出席委員

| | | |
|-----|------|-------|
| 1番 | 一の宮町 | 渡邊力丸 |
| 2番 | 一の宮町 | 宮本一良 |
| 3番 | 一の宮町 | 宮崎昭光 |
| 4番 | 一の宮町 | 家入哲也 |
| 6番 | 一の宮町 | 森下幸美 |
| 7番 | 一の宮町 | 阿蘇品清二 |
| 8番 | 一の宮町 | 園田 盡 |
| 9番 | 一の宮町 | 志賀聡雄 |
| 10番 | 阿蘇町 | 河崎敦夫 |
| 11番 | 阿蘇町 | 松永 勲 |
| 12番 | 阿蘇町 | 家入澄雄 |
| 13番 | 阿蘇町 | 高藤拓雄 |
| 14番 | 阿蘇町 | 松村勝美 |
| 15番 | 阿蘇町 | 西岡ヤス子 |
| 16番 | 阿蘇町 | 丸山信義 |
| 17番 | 阿蘇町 | 小笠原徹朗 |
| 18番 | 阿蘇町 | 森山幸義 |
| 19番 | 産山村 | 井 道行 |
| 20番 | 産山村 | 井 正吾 |
| 21番 | 産山村 | 井 武也 |
| 22番 | 産山村 | 井 正明 |
| 23番 | 産山村 | 市原正文 |
| 24番 | 産山村 | 井 博信 |
| 25番 | 産山村 | 井 邦子 |
| 27番 | 産山村 | 井 信也 |
| 28番 | 波野村 | 市原 新 |
| 29番 | 波野村 | 水野日出男 |

30 番 波野村 後藤新一
31 番 波野村 山口定喜
32 番 波野村 阿南洋
33 番 波野村 市原正次
34 番 波野村 岩下利明
35 番 波野村 岩瀬葉津子
36 番 波野村 大塚國勝

欠席議員

5 番 一の宮町 笹田陽三
26 番 産山村 渡辺裕文

7.説明のため出席した者の職氏名

無し

8.職務のため出席した事務局職員

| | | | |
|----|------|----|------|
| 局長 | 岩瀬國興 | 次長 | 大塚敏彦 |
| 局員 | 井八夫 | | 井野孝文 |
| | 今村清信 | | 高藤裕樹 |
| | 井利則 | | 高橋祐一 |
| | 坂口英明 | | |

9.議事日程

(1)協議事項

協議第 30 新市の名称について
協議第 31 慣行の取扱いについて
協議第 32 社会教育関係の取扱いについて

(2)提案事項

提案第 1 一部事務組合等の取扱いについて
提案第 2 使用料・手数料の取扱いについて
提案第 3 建設関係事業の取扱いについて
提案第 4 ゴミ収集運搬業務事業の取扱いについて

午後 1 時 30 分 開会

日程第 1 開会

合併推進協議会事務局長（岩瀬） 定刻を過ぎましたので第 11 回阿蘇中部 4 町村合併推進協議会をただ今より開会させていただきます。

本日の会議は、お手元にお配りしております会議次第に従いまして進めさせていただきます。尚、本日の会議には現在 2 名の方がまだお出でいただいておりますが、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

日程第 2 委嘱状交付

事務局長(岩瀬) 議事に先立ちまして委員の交代となっておりますので、ただ今より、委嘱状の交付をさせていただきます。委嘱状の交付は、会長が該当者の前へ出向きますので、お名前をお呼びします方はその場でお待ちいただきたいと思います。

まず産山村、井 邦子様でございます。

会長(河崎敦夫) 委嘱状、井 邦子。阿蘇中部 4 町村合併推進協議会委員を委嘱します。平成 15 年 5 月 13 日、阿蘇中部 4 町村合併推進協議会長 河崎敦夫。宜しくお願いします。

事務局長(岩瀬) 続きまして、波野村、山口定喜様です。

会長(河崎敦夫) 委嘱状、山口定喜。以下同文です。宜しくお願いいたします。

事務局長(岩瀬) どうも有難うございました。井 邦子様は産山村の前任者井エミ子様に代わりましての就任でございます。また、波野村、山口定喜議員様は、前任者志賀安男議員さんとの議会構成による委員の交代でございます。

尚、あとおひとかた、一の宮町、宮本一良様に委嘱状を交付するというところでございますけれども現在仕事の都合で少々遅れられております。ご着席のあとまた委嘱状の交付をさせていただきますので宜しくお願いいたします。

事務局長(岩瀬) それではご挨拶のほうに移らせていただきます。

まず河崎会長がご挨拶を申し上げます。

日程第 3 あいさつ

河崎会長

会長(河崎敦夫) 一言ご挨拶申し上げます。皆様方には大変ご多忙の中に第 11 回の協議会にご出席いただきまして本当に有難うございます。

尚また、先程新たに委員の委嘱状を差し上げましたご両名、そしてまた遅れておられますけれども宮本議員におかれましては、この合併推進に積極的なご指導とご協力を賜りたいとこのように思っておりますのでございます。

特に本年度は統一地方選挙もございまして、県議会議員選挙に続きまして阿蘇町を除く 3 町村の議員選挙が行われ、繁雑な日々をお過ごしであったと思います。そのような関係で、各町村の協議会委員さんにも異動がございまして、今日委嘱状交付をいたしたところでございます。

さて、協議会といたしましては、合併特例法の期限が余すところ 2 年ということになりました。調整項目については慎重審議で十分な審議と納得の上に各町村の合意承認をいただき進んで行くことが重要であると思います。

しかしながら、限定された期限がありますので、集中的な審議も必要であろうかとも思います。調整項目の協議も進んでまいりましたので 4 町村の福祉制度や補助制度、予算施策等に格差があることも見えてまいりました。これらの調整が、これからの正念場であると思っておりますが常に念頭

に置かねばならないのは、今なぜ合併かという原点であると思います。我々は、合併に取り組まなければならない状況を十分承知した上で協議を行いまして、住民の方々に理解を求めていくことが大切であるところのように思っているところでございますが、5月下旬から6月上旬にかけて企画部会で担当しております、新市の建設計画策定のためのワークショップも開催されますが、一人でも多くの方に参加いただきまして合併に関するご理解を深めていただきたいところのように思っております。

本日も審議事項 3 議案と次回審議事項が提案されますけれどもご審議のほど宜しくお願い申し上げます。

事務局長（岩瀬） どうも有難うございました。

ここで皆様方に前後しますけれどもご案内を申し上げます。実は先程委嘱状の交付をいたしました、本日ご着席いただいておられます委員さん方の席につきましては、この度の各町村の議会構成が替わられました関係で、一の宮町、産山村、そして波野村それぞれの方の席順が替わっております。宜しくお願いいたします。

事務局長（岩瀬） それでは続きましてご挨拶をいただきます。この協議会の顧問であります阿蘇地域振興局長の岩下局長さんにご挨拶をお願いいたします。

岩下阿蘇地域振興局長あいさつ

阿蘇地域振興局長（岩下直昭君） 皆さんこんにちは。阿蘇地域振興局の岩下でございます。私の方からは最近の合併を巡る国の動き等につきまして若干ご説明をさせていただきたいと思っております。

5月8日に総務省のほうから市町村合併推進プランというものが示されたところでございます。その内容でございますが、まさにこの私共が所属しております阿蘇中部の協議会に関係する事項について大きな変更がございました。ご承知のとおり市になる要件の緩和につきまして、これまでは平成16年の3月31日までにということでございましたが、これが17年の3月31日までに延長されたわけでございます。

これ以外には平成17年度以降についても合併を推進する新法の制定が組まれております。ただこの新法につきましては財政支援措置等については現在の現行法限りということが明記されるということでございます。

また、今日の新聞もご覧になったかと思いますが、交付税の大幅見直し、三位一体の改革ということで交付税の大幅見直しについて書かれてございますが、これにつきましては細かい数字を申し上げますと平成14年度の交付税が、全国の歳出ベースで19兆5,000億でございますが、同じく全国の歳入ベースが12兆8,000億ということで約8兆円の歳入不足でございます。従いまして交付税につきましては、近い将来3分の2程度歳入に見合う額にまで圧縮されるものと考えられるわけでございます。当然それに代わる財源について模索されている訳でございますが、これについては財務省等の政府反対がございまして実現は困難を極めているという状況でございます。従いまして私共自治体としましては、現行の施策を継続したまま単独で生き残っていくと

いうことはきわめて難しい状況になってきているわけでございます。そういう中で当協議会は皆様方のご協力によりまして、地域の合併に向けての機運を一層高め、そしてこれから生じます膨大な事務量を町村職員の方が処理される訳でございますが、町村の職員の方々の意識を高めるといふ経緯からも早期の法定協議会への移行が必要というふうに考えております。

また、これからは新市の建設計画の策定、そして各町村間の様々な調整作業。そういう中で難しい問題が多々出てくるといふふうに思っておりますが、地域住民の方々を中心に据えていただきましてご検討をいただき、将来のより良い町づくりに繋げていかれますようお願い申し上げます。

私共振興局も最大限のご支援をして参る所存でございますので宜しくお願い申し上げまして簡単でございますがご挨拶に変えさせていただきます。今日はまた宜しくお願いします。

事務局長(岩瀬) 有難うございました。それでは早速会議のほうに移らせていただきまして、河崎会長、議事進行宜しくお願いいたします。

日程第4 会議録署名委員の指名

会長(河崎敦夫) 本日の会議の署名議員に産山村の井博信委員、波野村の市原正次委員さんをお願いいたしたいと思います。

日程第5 会期の決定

会長(河崎敦夫) 続きまして会期の決定でございますが、会期は本日一日でよろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫) では、会期は本日一日といたします。

日程第6 議題(1) 協議事項

協議第30号 新市の名称について

協議第31号 慣行の取扱いについて

協議第32号 社会教育関係の取扱いについて

会長(河崎敦夫) それでは早速議事進行に移らせていただきますが、本日の協議事項は3件でございます。協議第30号 新市の名称について、それから協議第31号 慣行の取扱いについて、協議第32号 社会教育関係の取扱いについて、この3件を協議いたしたいと思います。

それでは早速議案審議に移らせていただきますが、先程申し上げましたように協議第30号から、31号、32号を一括して報告をしていただきます。

まず一の宮のほうからお願いいたします。

一の宮町(宮崎昭光君) 一の宮の宮崎でございます。

今回提案されております協議第30号、新市の名称についてでございます。新市の名称を「阿蘇市」とするということで、いわゆる事務局原案どおりでございます。ただし、阿蘇市の下の名

称の表示がですね、例えば阿蘇市一の宮町宮地何何番地とか、そういった方向で検討を願いたいということでございます。以上です。

それから協議第 31 号、慣行の取扱いについて。4 つございますけど、事務局原案どおりでございます。

続きまして協議第 32 号、社会教育関係の取扱いについて、10 項目ございます。全て事務局原案どおりでございます。以上です。

会長（河崎敦夫） はい、有難うございました。

引き続き阿蘇町お願いいたします。

阿蘇町（高藤拓雄君） はい、阿蘇町の高藤でございます。

まず議案第 30 号、新市の名称についてでございますけれども、一の宮と同じく原案どおりで結構でございます。

31 号、慣行の取扱いについて。これも事務局原案どおりで結構でございます。

32 号、社会教育関係の取扱いについてでございますけれども、このことについてですね若干提案したいということが 2 件ほどあります。この 10 点の中にですね、合併後にその論議を先延ばしにするというのが 2 件程あるかと思えます。5 番の生涯学習の拠点施設、中央公民館等でございます。それから 8 番の文化ホール等文教施設の整備、建設について。この 2 点でございますけれども、どちらも地域住民の要望が非常に強い両施設でございます。言い換えれば、本庁舎以上に住民の期待が大きい施設であり、先送りするというのは好ましくないんじゃないかと。できれば合併までに検討していただきたい。そういった意見がございます。

この 2 点を宜しく願いをいたしたいと思えます。以上でございます。

それから、ちょっと申し遅れました。慣行の取扱い、31 号でございますけれども、市章と市の歌、市歌。これについても合併までに何とか検討をいただけないかということでございます。以上でございます。

会長（河崎敦夫） はい、分かりました。

それでは産山さんお願いします。

産山村（井 正明君） 産山村の井 正明です。産山村の状況をご報告申し上げます。

まず、協議第 30 号の新市の名称については原案どおりでございます。

それから協議 31 号、慣行の取扱いについても原案どおりでございます。

32 号、社会教育関係の取扱いについては、これは様々な意見は出てまいりましたが、総体的に合併までに調整するというような項目が入っておりますので原案どおりで結構でございます。以上です。

会長（河崎敦夫） はい、有難うございました。

次、波野村さんお願いします。

波野村（後藤新一君） 波野の後藤です。

協議第 30 号、新市の名称については原案どおりです。

31 号についても、慣行取扱いについても原案どおり。

32号の社会教育関係、これにつきましては先程阿蘇町のほうからご意見が出ておりましたが、波野村におきましても、いわゆる住民の拠り所というのが今のところないんですが、特に文化関係については、ご承知のように4カ町村でも既に文化祭の発表会もしておると思います。そういう施設がないために各町村を回ってやっているわけですが、今、2回目になっているわけですが、こういった文化ホールとか、あるいは中央公民館等については、やはりこの地域住民の拠り所として是非必要である。そういうことで合併前に是非とも検討してほしいという案でございます。以上です。

会長（河崎敦夫） はい、議案第30号の新市の名称についてはそれぞれ4カ町村とも原案どおり。それから協議第31号の慣行の取扱いについても、4町村とも原案どおり。協議第32号の社会教育関係の取扱いについては、合併の前か後かということになるかと思いますが、事務局この意見の中で、じゃあ事務局のほうでちょっと確認させていただきます。

合併協議会事務局次長（大塚） おはようございます。それでは、協議結果について確認させていただきたいと思います。

まず、新市の名称については、今、会長が申しましたとおりに4町村とも原案どおりということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

事務局次長（大塚） 有難うございます。

次に協議事項31号の慣行の取扱いについてでございますけれども、市章につきましては、先程ちょっと阿蘇町のほうから市章についてのご要望がございましたけれども、これにつきましては、次回協議会時に市章についてのみ、もう一度提案をさせていただきたいと思います。本日の提案につきましては、この原案どおりということでご了解をいただきたいというふうに思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局次長（大塚） 有難うございます。

次に32号でございます。社会教育関係の取扱いについてでございます。阿蘇町、波野村のほうから（5）（8）については合併前に検討を得たいというご要望がございました。それでこれにつきましては、文化ホールや中央公民館につきましては、事務局としましても新市の建設計画に合わせたような形で検討をしていただくというふうに考えておりました。もしよろしければ、合併後という文言を合併までにとというような形で、修正をした上でこの32号についてはこれでご了解をいただきたいというふうに考えています。宜しくお願いたします。

会長（河崎敦夫） ただ今事務局のほうから提案がございましたが、合併までにとという文言の訂正を事務局から提案されましたが、これについてご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） じゃあ、合併後じゃなくて合併までにとということに文言を訂正させていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

阿蘇町（小笠原徹朗君） このことをですね、5と8のですね。

会長（河崎敦夫） 5と8。(5) (8)。

じゃあそういうことでご了承いただきます。有難うございました。ということは、今日の協議は全部終わったわけですかね。

議題（2）提案事項 一部事務組合等の取扱いについて
使用料・手数料の取扱いについて
建設関係事業の取扱いについて
ゴミ収集運搬業務事業の取扱いについて

会長（河崎敦夫） 続きまして、次回の提案事項について事務局から説明願います。

事務局次長（大塚） それでは次回の提案事項について事務局のほうから説明させていただきます。

資料1、資料2というふうに入ったものを参考にご覧いただきたいと思います。次回の提案事項は、まず一部事務組合等の取扱いについて。次に使用料・手数料の取扱いについて。3番に建設関係事業の取扱いについて。そして4番にゴミ収集運搬業務事業の取扱いについて。この4つでございます。

資料の2のほうで説明をさせていただきたいと思いますので、資料の2のほうをご覧いただきたいと思います。

まず一部事務組合等の取扱いについてでございますけれども、これにつきましては、資料ページの5ページ目から9ページ目になります。

阿蘇広域行政事務組合の取扱いについてでございますけれども、「合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市においての合併の日に当該団体に加入する。」ということで調整案を作成しております。広域行政事務組合につきましては、現行のまま新市におきましても加入するというところでございます。

次、6ページをご覧いただきたいと思います。消防補償組合、町村自治会館管理組合、町村職員退職手当組合、町村交通災害共済組合、町村非常勤職員公務災害補償組合これらについても先程の調整案のとおりでございます。現行のまま新市におきましても加入するというふうを考えております。ただし、現在、各組合におきまして規約の改正等を変更されるということでございます。現在町村組合というような形になっておりますので、それを市町村の組合にできるか検討されているところでありますので、それが整いました場合にはそのまま現行のまま組合に加入したいというふうを考えております。

7ページ、8ページ目は広域行政組合が実際のどの町村をどれだけをやっているかを示した資料でございます。ご覧いただきたいと思います。

9ページ目は、広域行政事務組合の組織図でございます。

続きまして、使用料、手数料の取扱いについて。資料の10ページ目から16ページ目になります。使用料、手数料につきましてはですが、まず使用料につきましては若干の町村で差がございますので、これにつきましては「可能な限り統一に努める。」というような調整案を出して

おります。

手数料につきましては、11 ページ目以降をご覧いただきたいと思いますが、各種手数料はほとんどの町村で額的に同じような額でございます。それで手数料につきましては、「合併時に統一をする。」方向で調整させていただきたいというふうに考えております。

使用料のほうにつきましては、15 ページ目、16 ページ目をご覧いただきたいと思いますが、各町村に施設等の使用料条例がございます。これにつきましても合併前の間に調整を進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、建設関係事業の取扱いについて。ページの 17 ページ目から 32 ページ目になります。

まず 17 ページをご覧いただきたいと思いますが、町村道の計画についてでございます。「町村道路改良整備計画につきましては、新市において調整する。」ということになっております。

そして現在行われております、あるいは今後実施されます「継続事業におきましては、新市においても引き続き実施する。」ということを出しております。

それと「4 町村をアクセスする道路につきましては、最重要路線として位置付け、優先的に整備を図る。」ということでございます。

次に 19 ページをお開きいただきたいと思いますが、各町村道の認定と廃止の基準についてでございます。「町村道の認定と廃止基準につきましては、新市において調整をする。」ということでございます。

そして町村道につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐということにしております。21 ページ、22 ページ目はその関係の資料でございます。

23 ページをお開きいただきたいと思いますが、これは町村の河川の取扱いでございます。「町村河川の改良整備計画につきましては、先程の道路と同じような形で新市において調整する。」ということでございます。そして同じく「継続事業につきましても、新市において引き継ぐ。」ということでございます。

24 ページ目をお開きいただきたいと思いますが、「町村河川の認定と廃止につきましては、河川法の規定による。」ということにしております。河川法は 25 ページ目に資料をつけさせていただいております。そして「河川につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。」ということでございます。

次 26 ページ目、公営住宅の取扱いでございます。「公営住宅の建設計画につきましても、新市において調整をする。」ということでございます。現在行われております事業につきましては、「継続事業については新市においても引き続き実施をする。」ということでございます。そして現在の町村の「住宅につきましては現行のとおり新市に引き継ぐ。」ということでございます。

続きまして、公営住宅の施設管理でございます。27 ページでございます。「公営住宅の施設管理につきましては新市において調整する。」ということでございます。各町村の修繕費等の状況はそこに書いてあるとおりでございます。

次に 29 ページをお開きください。公営住宅の家賃等についてでございます。各町村の公営住

宅の家賃等について現在の状況を入れておりますけれども、公営住宅の家賃につきましては、「公営住宅法で定める基準による。」ということでございます。公営住宅法は30ページに資料をつけさせていただいております。「敷金については、一の宮町及び阿蘇町の例による。」としております。「徴収方法については新市において調整をする。」「納付書については毎月発行する。」「督促手数料及び延滞金においては新市において調整する。」という形で書かせていただいております。

それと31ページは、入居者の選考についてでございますけれども、現在の入居者の選考基準書を書かせていただいております。具体的にはこれにつきましては、「新市に置いて調整をする。」ということで調整案を出しております。

続きましてゴミ収集運搬業務事業の取扱いについてでございます。資料の33ページ、34ページ目になります。まず収集運搬事業者の取扱いで、「ゴミの収集回数及び収集方法につきましては現行どおり新市に引き継ぎ、新市において発生する一般廃棄物処理計画に基づき調整をする。」ということで書かせていただいております。資料は現行の回数等を出せていただいております。

次34ページ目でございますけれども、し尿収集業者に関するところでございます。現在のし尿収集業者の指定等につきましては資料に出させていただきますけれども、「し尿処理等の収集運搬については、これも現行どおり新市に引き継ぐ。」ということでございます。業者につきましても現行どおり新市に引き継ぎさせていただきたいということでございます。

今回の提案等につきましてはただ今ご説明したとおりです。宜しくお願いします。

会長（河崎敦夫） はい、今回の提案についての説明でございましたが、何かこの項目に対してご意見、質疑等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） それでは、それぞれの町村でまた審議していただきまして、できるだけ提案どおりということをお願いしたいと思っております。

日程第7 次回開催日

会長（河崎敦夫） 以上で協議事項は終わったんですが、次回の開催についてご案内いたしたいと思っておりますので、事務局。

事務局長（岩瀬） どうも有難うございました。今回は第12回になりますけれども、6月10日火曜日、午後1時30分から町村順で産山村に行かせていただきたいと思います。産山村の基幹集落センターでご提案させていただきたいと思っております。宜しくお願いします。

会長（河崎敦夫） 6月10日の午後1時30ですか。産山村ということでございますが、それぞれ委員さんよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） それでは第12回の開催日を6月10日の13時30分、産山村ということで決定いたしました。宜しくお願いいたします。

以上で協議事項終わりますが、事務局のほうで連絡事項があるんですか。

事務局長(岩瀬) それでは協議会は終わりに近まりましたけれども、各町村の小委員会委員の皆様方には、5月の20日に視察がございます。詳細につきましては、担当今村の方から皆様のお手元の方にご案内がいきますので、波野村を皮切りに4町村の現庁舎の状況とそれから西原村に行きまして、電算システム等を研修していただいた上で色々検討いただくことになっておりますので宜しくお願いします。

それではただ今、一の宮町の宮本一良様がお見えいただきましたので委嘱状の交付をさせていただきます。

会長(河崎敦夫) 委嘱状宮本一良。阿蘇中部4町村合併推進協議会委員を委嘱します。平成15年5月13日。阿蘇中部4町村合併推進協議会会長、河崎敦夫。宜しくお願いします。

事務局長(岩瀬) 宜しくお願いします。

一の宮町、宮本一良様は前任者笹原瑞穂様との議会構成による交代でございます。どうぞよろしく宜しくお願いします。

日程第8 閉会

事務局長(岩瀬) それでは以上を持ちまして、第11回阿蘇中部4町村合併推進協議会を終了させていただきます。どうも有り難うございました。

尚、本日新市の名称を決めさせていただきましたので、4町村長さんに公表をお願いしたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

午後2時10分 閉会